



離婚したときの主な手続き(区役所関連)

札幌市東区役所

TEL(代) 741-2400

届出後に戸籍の謄抄本等をとることができるのは、
 1、札幌市東区分 → 〃月〃日からです。
 2、他の市区町村分 → おおむね10日から2週間程度かかると思われませんが、
 関係本籍地の市区町村戸籍担当課にご確認ください。

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きをしてください。手続きについてのおたずねは、それぞれの担当の窓口でお願いいたします。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きに必要な方	窓 口 (各課直通のダイヤルイン 番号)
	マイナンバーカード の住所・氏名等 の変更	マイナンバーカード	氏名、住所を変更した場合、住所地の市区町村のマイナンバー担当窓口を持参すれば、カードに新しい氏名や住所を記載します。 ※本人・同一世帯員以外の方がカードを持参する場合は、あらかじめご相談してください。	1階⑤番 戸籍住民課 (741-2449)
	住民票の住所変更	離婚届だけでは住民票の住所は変わりませんので、引越しされた方は別途手続きをしてください。また、同じ住所でも世帯主を変更する場合は届出が必要です。		
	印鑑登録	氏の印鑑で登録していた場合は、氏に変更されることにより自動的に印鑑登録が廃止されますので、登録証を返還してください。名の印鑑で登録していた場合は、氏に変更されてもそのまま登録証は使用できます。このときは手続きは不要です。		
	国民健康保険の加入	以前の健康保険の脱退証明書	社会保険などの扶養でなくなり、国民健康保険に加入する場合	1階⑧番 保険年金課 (741-2532)
	国民健康保険の変更	新旧世帯主両方の国民健康保険証	国民健康保険加入者で、新たに世帯主となった場合、または別の国民健康保険加入世帯の世帯主となった場合	
		国民健康保険証と新しく加入した社会保険などの健康保険証	国民健康保険加入者が社会保険など他の健康保険の扶養に入った場合	
		国民健康保険証	世帯の変更がなく、氏名を変更した場合	
	介護保険の変更	被保険者証	氏名、住所を変更した場合	1階⑥番 保険年金課 (741-2543)
	国民年金(3号から1号被保険者への変更手続き)	年金手帳・印鑑等	厚生(共済)年金に加入している方の被扶養配偶者だった方は、種別変更の届出が必要です。	
	国民年金を受給されている方の手続き	年金証書・印鑑等	氏名や住所、支払機関が変更になる方は、受給権者氏名変更届や住所・支払機関変更届が必要になりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。	
	年金分割	年金手帳・印鑑・婚姻期間を明らかにできる書類	厚生年金・共済組合に加入していた方が将来受ける年金(現在受けている年金)を、夫婦間で分け合う制度です。離婚後2年以内に請求手続きが必要です。	札幌東年金事務所 TEL 831-0735 または加入していた共済組合

※裏面もあります。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	窓 口 (各課直通のダイヤルイン 番号)
	児童手当	健康保険証等	今まで手当を受給されていた方、これから手当を受給する方は、消滅や新規の手続きが必要になる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。	2階②番 保健福祉課 (741-2461)
	特別児童扶養手当 (所得制限あり)	戸籍謄本・所得証明・住民票・印鑑等		
	児童扶養手当	母子・父子家庭等を対象とする手当・助成制度です。対象となる方の要件及び所得の制限等がありますので、窓口へお問い合わせください。		
	ひとり親家庭等 医療助成の申請			
	相談窓口	離婚により母子家庭・寡婦・単身婦人となる場合のご相談窓口		東保健センター2階 健康・子ども課 ((代)711-3211)
	身体障害者手帳の変更	身体障害者手帳	氏名、住所を変更した場合、新住所で手続きが必要です。	2階③番 保健福祉課 (741-2466)
	療育手帳の変更	療育手帳		
	精神障害者保健福祉 手帳の変更	障害者手帳 (精神障害者保健福祉手帳)		